

USE OF CERTIFICATES AND CERTIFICATION AND ACCREDITATION MARKS 認証登録証明書、認証マーク及び認定機関マークの使用

Document #: F205-JPN

Release Date: 25-May-2021

Page 1 of 5

Document Owner: L. Niculae

Approver: L. Niculae



目的

本文書は、認証を受けたお客様が、以下のものを適切に使用できることを目的とします。

- インターテック認証登録証明書及び認証マーク
- 認証の声明

適用範囲

- 本文書は、インターテックが発行した認証登録証明書、及び提供した認証マークの使用についての規定を示す。
- 本文書は、認定機関マークの使用についての規定を示す。（第3項を参照）
- 本文書は、認証を受けたお客様が製品の梱包または包装、Web サイト、カタログ、パンフレット、会社案内などに認証を受けたマネジメントシステムの認証マークの表示方法、使用方法についての規定を示す。

責任

- 認証を受けたお客様は、本文書中に規定された指示を順守しなければなりません。
- インターテックの審査員は、お客様訪問の都度、認証登録証明書、認証マーク及びインターテックマークが本文書中の指示に基づき使用されているか検証し、違反がないか報告する責任があります。
- 製品認証マークの継続的な使用について、認定された製品群（またはその梱包または包装、それに付随する情報）への配置が許可された場合、製品要求事項を継続的に実証していることを確実にするために、製品認証マークが入った製品群を定期的に監視しなければなりません。（注：製品認証に対する項目のため、各マネジメントシステムの認証は対象外です）
- 製品認証マークの継続的な使用がプロセスまたはサービスのために承認される場合、監視を確立し、プロセスまたはサービス要求事項の実証は継続的な有効性を確保するための定期的な監視活動を含めなければなりません。（注：製品認証に対する項目のため、各マネジメントシステムの認証は対象外です）





USE OF CERTIFICATES AND CERTIFICATION AND ACCREDITATION MARKS 認証登録証明書、認証マーク及び認定機関マークの使用

Document #: F205-JPN

Release Date: 25-May-2020

Page 2 of 5

Document Owner: L. Niculae

Approver: L. Niculae

プロセス

1項 インターテック 認証登録証明書及び認証マークの使用

注： 認証されたマネジメントシステムに対するロゴをお客様が作成することは可能です。しかし、そのロゴがルール違反とならないようにするため、使用前にロゴのコピーをインターテックへ提示することを推奨します。作成したロゴの使用に関する規則については 1.13 項を参照願います。
(日本のお客様に対しては、ルール違反の予防のため、ロゴ作成をお奨めしません。作成される場合は事前にインターテックへご相談いただくことを推奨します)

- 1.1. インターテックは、インターテックでマネジメントシステムを認証したお客様に対し、関連するインターテックの認証マークを提供します。
- 1.2. 認証を受けたお客様は Web サイト、カタログ、パンフレット、便箋、封筒、名刺等に認証マークを使用することができます。
- 1.3. 許可された場合は、認証マークは認定機関マークと共に使用できます。(認定機関マークの使用に関する追加規定については第 3 項を参照願います)
- 1.4. 認定機関マークは黒色、白色、インターテック・セレロ (Hex #FFC700) または認定組織のブランドアイデンティティに従って複製することができます。
- 1.5. 認証範囲に当該組織のすべての製品、及び/あるいはサービス、及び/あるいは当該組織のすべての所在地/施設が含まれない場合、認証マークと共に使用する媒体は、認証範囲に組織のすべての製品/サービス/所在地/施設が含まれると誤解されるような認証の表示をしてはなりません。
- 1.6. 認証マークは変更あるいは修正してはなりません。しかし、認証マーク全体の比率が保持され、マークのすべての特徴が明確に識別できる場合はサイズの変更は可能です。認証マークが認定番号付きで提供される場合、その番号は認証マークの一部であり、認証マークから削除することはできません。
- 1.7. お客様はインターテックが提供する認証登録証明書及び/あるいは認証マークを、インターテック、及び/あるいは認定機関、及び/あるいは認証システムの評判を落とし、社会的な信頼を失うような方法で使用してはなりません。
- 1.8. いかなる場合もマネジメントシステムの認証マークは製品に添付、または製品・プロセスおよびサービス認証を示唆する表示で使用してはなりません。マネジメントシステムの認証マークはマネジメントシステム認証にのみ適用されます。(詳細は下記表 1 を参照)



USE OF CERTIFICATES AND CERTIFICATION AND ACCREDITATION MARKS 認証登録証明書、認証マーク及び認定機関マークの使用

Document #: F205-JPN

Release Date: 25-May-2020

Page 3 of 5

Document Owner: L. Niculae

Approver: L. Niculae

- 1.9. 認証登録証明書の原「紙」版のコピーあるいは電子コピーはフルカラーで印刷することができますが、透かしを入れるもしくは、原本のコピーであることが分かるようにする必要があります。
- 1.10. インターテックより提供された電子版の認証登録証明書、及びそのように特定できるものは、認証を受けたお客様が広報／販促、及び／あるいは印刷のために、透かしまたは原本のコピーであると示すことなく使用できます。電子版の認証登録証明書は、インターテックより提供された通りに使用することとし、いかなる変更または修正もいれてはいけません。
- 1.11. お客様が認証登録証明書のコピーを他者へ提供する場合、その文書はそれらの全体またはスキームで指定した通りに複製されなければなりません。
- 1.12. お客様の認証マークを使用する権利は、インターテックの事前承諾書がない限り、他人または他の組織や企業に帰属すること、または譲渡ができません。（お客様の所有権の変更を含む）
- 1.13. 組織が表 1 注 4 の要求事項に該当する場合、認証マーク無しでの認証の声明もしくは認証を参照する独自のロゴの使用が許可されます。（ただし、上述通り、日本のお客様には推奨しておりません）
- 1.14. 認証範囲が縮小した際には、お客様はすべての広告資料を、縮小範囲に合わせて修正しなければなりません。
- 1.15. 認証の取消が決定された場合、お客様は認証に関する内容を含むすべての広告および関連資料の使用をインターテックの指示に従い、中止しなければなりません。
- 1.16. **検査及び校正機関への特別要求事項：**認証された機関の検査及び／あるいは校正報告書が、この文脈内における製品とみなされる場合は、その報告書に認定機関マークを（認証マークと一緒にあるいは別々に）使用することは禁じられています。
- 1.17. **契約上の義務：**認証登録証明書、認証マーク、認定機関マークおよび認証の声明の正しい使用は、契約上の義務であり、維持審査及び再認証審査の際に確認します。お客様が認証登録証明書、認証マーク、認定機関マークおよび認証の声明について誤った使用をしている場合、不適合として報告され、インターテックは認証の一時停止あるいは取り消しをすることができます。
 - 1.17.1 不注意な誤用：お客様は速やかに問題となっている資料を回収することが必要です。さもないとすればその誤用が是正されるまで、インターテックは認証を一時停止します。不注意な誤用が繰り返された場合は容認せず、認証取り消しの理由となります。
 - 1.17.2 虚偽：お客様の組織的な活動とみなされる場合は、インターテックは認証を取り消し、インターテックの Web ページにその旨の通知を公表します。



USE OF CERTIFICATES AND CERTIFICATION AND ACCREDITATION MARKS 認証登録証明書、認証マーク及び認定機関マークの使用

Document #: F205-JPN

Release Date: 25-May-2020

Page 4 of 5

Document Owner: L. Niculae

Approver: L. Niculae

表 1: マネジメントシステム認証マークの適切な使用のためのガイダンス表 (注 1)

	製品上 (注 2)	製品梱包上 または 添付情報 (注 3)	レターヘッド、パンフレット等の広告資料
認証の声明なしの認証マーク	使用できない	使用できない	使用可
認証の声明付きの認証マーク	使用できない	使用できない	使用可
認証マーク無し of 認証の声明 (注 4)	使用できない	使用可	使用可

注1. このガイダンスの対象は、その適用について基本的な説明などを含めた、特定の形を持つ認証マークです。言語のみの記載はマークとみなされません。使用する言語は事実を表すものであり、誤解を与えてはなりません。

注2. 製品とは有形なもの、あるいは個別梱包や包装、パッケージやコンテナ等に入ったものを指します。検査/分析業務の場合は、検査/分析報告書などが該当します。

注3. 製品梱包または包装は製品を分解または損傷することなく取り外すことが可能なものとし、添付情報は個別に入手可能または簡単に取り外しが可能なものとし、印字されたラベルまたは識別用プレートは製品の一部とみなします。

注4. 認証の声明には以下を含めなければなりません

- 1) 認証されたお客様が特定できる呼称 (ブランドまたは名称など) ,
- 2) マネジメントシステムの種類 (品質、環境など) および該当規格
- 3) 認証登録証明書を発行している認証機関。「(この製品は) インターテックにより認証された (品質、環境など具体的な) マネジメントシステム (例えば ISO9001 など規格名) の認証範囲に含まれる工場生産されています」のような明確な説明となります。

2項 追加情報

2.1 お客様の広告、カタログ、パンフレット等の営業資料上で認証マークを使用する際、このガイドラインに適合しているか不明な場合は、インターテックへお問い合わせいただくことを推奨します。

2.2 電子文書 (例 電子メール添付資料、Web サイト上のダウンロード資料など) 上での認証マークの使用についても、当ガイドラインが同様に適用されます。

3項 認定機関マークの使用

3.1 国際標準化機構 (ISO) は ISO ロゴを認証に関連して使用することを許可していません。ISO のロゴは商標として登録されており、ISO に属しない組織が認可を得ず使用することはできません。ISO は認証あるいは認定活動を行わないため、ロゴの使用を許可すれば誤解を招くことになるためです。



USE OF CERTIFICATES AND CERTIFICATION AND ACCREDITATION MARKS 認証登録証明書、認証マーク及び認定機関マークの使用

Document #: F205-JPN

Release Date: 25-May-2020

Page 5 of 5

Document Owner: L. Niculae

Approver: L. Niculae

ISO マークの使用に関する規則に関する詳細は <https://www.iso.org/iso-name-and-logo.html> で確認できます。

- 3.2 許可を受けた場合、お客様は、インターテックの発行する認証登録証明書上に、インターテックが提供する認定機関マークを使用することが認められます。
- 3.3 認証されたお客様が認定機関マークを使用するための関連規則は、<http://www.intertek.com/auditing/management-systems/policy/> で確認できます。